

静岡県公立大学法人職員退職手当規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 3 号

改正 平成 21 年 3 月 8 日、平成 25 年 3 月 13 日、平成 27 年 9 月 1 日、平成 30 年 3 月 1 日

令和 2 年 3 月 26 日、令和 5 年 12 月 1 日、令和 7 年 6 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県公立大学法人職員就業規則（平成 19 年規則第 16 号。以下「職員就業規則」という。）第 29 条の規定に基づき、職員就業規則の適用を受ける職員の退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 この規程の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（職員就業規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定により退職した後に再雇用された者及び職員就業規則第 22 条の規定により再雇用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の支払)

第 3 条 次条及び第 9 条の 5 の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第 15 条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 この規程の規定による退職手当の支払は、その支給を受けるべき者の申出により、口座振込みの方法により行うことができる。

(一般の退職手当)

第 3 条の 2 退職した者に対する一般の退職手当の額は、次条から第 7 条まで及び第 9 条から第 9 条の 3 までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 9 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第 4 条 次条又は第 6 条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（職員が、休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 100
- (2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 110
- (3) 16 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- (4) 21 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200
- (5) 26 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- (6) 31 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 120

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2

項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項及び第6条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第14条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、職員就業規則第23条第2項第1号から第3号までの規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第9条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員就業規則第19条第2号の規定により退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって理事長が承認したものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務場所の移転により退職した者であって理事長が承認したものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 職員就業規則第23条第2項第6号の規定による解雇の処分を受けて退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(職員就業規則第19条第2号の規定により退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務場所の移転により退職した者であって理事長が承認したものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の改定をするために静岡県公立大学法人職員給与規程(平成19年規程第2号。以下「職員給与規程」という。)が改正された場合において、当該改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「変額日」という。)における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定変額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第11条第4項又は第14条第3項の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第11条第1項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第14条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員又は第11条第1項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第11条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 第11条第2項に規定する場合における地方公務員等としての引き続いた在職期間

(4) 前3号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 第6条第1項に規定する者(25年以上勤続し、勤務場所の移転により退職した者であって理事長の承認を得た者を除く。)のうち、定年に達したことにより退職することとなる日から6か月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替え	読み替えられ	読み替える字句
------	--------	---------

る規定	る字句	
第 6 条 第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 6 条 の 2 第 1 項 第 1 号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 6 条 の 2 第 1 項 第 2 号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額に、
第 6 条 の 2 第 1 項 第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第 8 条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 9 条 第 4 条から第 6 条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に 60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 9 条の 2 第 6 条の 2 第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60 以上 特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額
- (2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 6 条の 2 第 1 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 9 条の 3 第 7 条に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 9 条	第 4 条から第 6 条まで	第 7 条の規定により読み替えて適用する第 6 条

	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の
第9条の2	第6条の2第1項の	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項の
	同項第2号イ	第7条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第9条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第9条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第6条の2第1項第2号イ	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	第7条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（職員就業規則第15条の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、職員就業規則第39条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち理事長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 70,400円
- (2) 第2号区分 65,000円
- (3) 第3号区分 59,550円

- (4) 第4号区分 54,150円
- (5) 第5号区分 43,350円
- (6) 第6号区分 32,500円
- (7) 第7号区分 27,100円
- (8) 第8号区分 21,700円
- (9) 第9号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号から第4号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
- (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第9条の5 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条の2、第6条、第6条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給料、扶養手当及び地域手当の月額の合計額とする。

(勤続期間の計算)

第10条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合(第14条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においてその者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算につ

いては、引き続いて在職したものとみなす。

- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 静岡県公立大学法人教員の任期等に関する規程(平成19年規程第1号)の適用を受ける職員(以下「任期制教員」という)が、その任期が満了した際、再任又は採用により引き続き職員となったときは、当該任期制教員の最初の労働契約の始期から退職の日までにおける期間を引き続いた在職期間とする。
- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上 147 4条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、第6条第3項の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)

- 第11条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該地方公共団体に使用される者としての在職期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。以下この条において同じ)若しくは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という)第7条の2第1項に規定する公庫等(退職手当(これに相当する給付を含む)に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該公庫等の職員としての在職期間に通算することと定めている公庫等に限る。以下この条において同じ)又は、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条に規定する地方独立行政法人の退職手当(これに相当する給付を含む)に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方独立行政法人に使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該地方独立行政法人の職員としての在職期間に通算することと定めている地方独立行政法人に限る。以下この条において同じ)に使用される者(以下「地方公務員等」という)となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職した後、引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。
- 2 地方公務員等が、理事長の依頼に基づき地方公共団体、公庫等又は地方独立行政法人の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

3 前2項の場合における地方公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

(役員との在職期間の通算)

第12条 職員が引き続いて役員(静岡県公立大学法人役員退職手当規則(平成19年規則第9号)第1条に規定する役員をいう。以下同じ。)となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて役員から職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた役員としての在職期間を含むものとする。

3 前項における役員としての在職期間の計算については、第10条の規定を準用する。

第12条の2 職員が引き続いて副理事長となった場合においては、前条第1項の規定は、当分の間、適用しない。

(役員の在職期間を有する職員の退職手当の額の特例)

第13条 引き続いた役員の期間を有する職員の退職手当の額は、第4条から第7条までの規定にかかわらず、当該職員に係る役員の在職期間について、当該役員の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

2 前項の規定を適用し退職手当の増額を行う場合には、第9条から第9条の3までの規定は適用しない。

(退職手当の支給制限)

第14条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 職員就業規則第39条第2項第4号の規定による懲戒解雇の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(2) 職員就業規則第23条第1項の規定により解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 一般の退職手当のうち、第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第4条第1項及び第6条の2の規定により計算した退職手当の基本額が0である者並びに第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で理事長が別に定めるもの

3 本法人の成立の日の前日に静岡県職員(静岡県職員の退職手当に関する条例(昭和30年静岡県条例第2号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)として在職する者で、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて法人の職員となり、かつ、引き続き法人の職員として在職した後引き続いて静岡県職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

4 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第15条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額(以下「一般の退職手当等」という)を退職手当として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第16条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第17条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第18条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第3項において同じ。)をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は支給しない。ただし、拘禁刑以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第19条 理事長は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」と

いう)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を法人の定める公告の方法をもって通知に代えることができる。この場合において、その公告した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職手当の返納)

第20条 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の額の全額を返納させることができる。

2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(委任)

第21条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者の第11条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の静岡県職員の退職手当に関する条例(昭和30年条例第2号)第2条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間

の始期から職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第7条まで及び附則第8項から第19項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。
- 4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2及び附則第11項から第13項までの規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間継続して退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く）で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 7 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で理事長が別に定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第9条の5第2項に規定する基本給料額に含まれる給料の月額については、この限りでない。
- 8 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第8項」とする。
- 9 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第9項」とする。
- 10 前2項の規定は、職員就業規則第2条第2号に定める教員（以下単に「教員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 11 職員給与規程附則第12項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の変額改定に該当しないものとする。
- 12 第6条の2第1項の規定にかかわらず、当分の間、退職した者の基礎在職期間中に、同項の理由（職員給与規程附則第12項の規定による職員の給料月額の変定（以下「給料月額7割措置」という。）及び当該理由により変額された日（以下「7割措置変額日」という。）における第6条の2第1項の理由を除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、

当該理由が生じた日（以下「特別特定減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあっては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）が退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日におけるものをいう。以下同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第8条から第11条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下「下位減額前給料月額」という。）に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第8条から第11条までの規定により計算した場合における退職手当の基本額の下位減額前給料月額に対する割合
イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者に対する退職手当の基本額が第8条から第11条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
イ 前号アに掲げる割合

13 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 上位減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 60以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から前項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

14 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに対する第7条及び第9条の3の規定の適用については、第7条の表

以外の部分「定年に」とあるのは「定年（附則第10項に定める教員以外の職員にあっては60歳とし、同項に定める教員にあっては65歳とする。）に」と、同条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第9条の3の表第9条の項、第9条の2第1号の項及び第9条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第10項に定める教員以外の職員にあっては60歳とし、同項に定める教員にあっては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 15 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たもの（次の各号に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ当該各号に掲げる年齢を超える者に限る。）（理事長が定める者を除く。）に対する第7条及び第9条の3の規定の適用については、第7条本文分中「6か月」とあるのは、「0か月」とする。

(1) 教員以外の職員 60歳

(2) 教員 65歳

- 16 当分の間、職員就業規則第23条第2項第6号の規定による解雇の処分を受けて退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに対する第7条の規定の適用については、第7条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「退職の日において定められているその者に係る定年（附則第10項に定める教員以外の職員にあっては60歳とし、同項に定める教員にあっては65歳とする。）」と、「15年を」とあるのは「10年を」とする。

- 17 当分の間、職員就業規則第23条第2項第6号の規定による解雇の処分を受けて退職した者又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した者であって附則第15項各号に掲げる者が当該各号に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第7条及び第9条の3の規定の適用については、第7条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第14条の表第9条の項、第9条の2第1号の項及び第9条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第15項各号に掲げる者の区分ごとに当該各号に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 18 当分の間、職員就業規則第23条第2項第6号の規定による解雇の処分を受けて退職した者又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した者であって附則第15項各号に掲げる者が当該各号に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第7条及び第9条の3の規定の適用については、第7条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第9条の3の表第9条の項、第9条の2第1号の項及び第9条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 19 当分の間、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公務員等となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職した後引き続いて再び職員となった者その他理事長が定める者の退

職手当の基本額については、他の職員との権衡上必要があると認められる範囲内において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(経過措置)

- 20 この規程に定めるもの以外に必要な事項については、法人が別に定めるまで、静岡県による「静岡県職員の退職手当に関する条例」、「職員の退職手当に関する規則」、「職員の退職手当の支給の一時差止処分に関する規則」により取り扱うこととする。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年 3 月28日から施行する。
- 2 改正後の静岡県公立大学法人職員退職手当規程（以下この項において「新退職手当規程」という。）附則第 3 項（新退職手当規程附則第 5 項及び第 6 項においてその例による場合を含む。）及び第 4 項の規定の適用については、新退職手当規程附則第 3 項中「100分の87」とあるのは、この規程の施行の日から平成25年 9 月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月 1 日から平成26年 6 月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 3 月26日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年12月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）に規定する懲役又は禁錮に処せられた者に係る第 18 条及び第 20 条の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。
- 3 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和 6 年静岡県条例第 45 号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 18 条の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。